

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

(新旧対照条文一覧)

一 家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十五号) (本則関係)	1
二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (附則第二項関係)	4

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 一 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（政令で定めるその他の家畜） 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性 疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。		（政令で定めるその他の家畜） 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性 疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。	
伝染性疾病	家畜	伝染性疾病	家畜
（略）	（略）	（略）	（略）
水疱性口内炎	水牛、鹿、いのしし	水胞性口炎	水牛、鹿、いのしし
（略）	（略）	（略）	（略）
ブルセラ症	水牛、鹿、いのしし	ブルセラ病	水牛、鹿、いのしし
結核	水牛、鹿	結核病	水牛、鹿
（略）	（略）	（略）	（略）
ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿	ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿	アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
（略）	（略）	（略）	（略）
豚水疱病	いのしし	豚水胞病	いのしし
（略）	（略）	（略）	（略）
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。）	七面鳥	ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。）	七面鳥

以下同じ。）	家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	七面鳥
--------	--	-----

（衛生管理区域における消毒設備の設置の義務に係る家畜）
 第二条 （略）

（死体の焼却等の義務の除外）

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあっては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合
- イ 都道府県知事（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあっては動物検疫所長）が家畜防疫員に検査させた結果家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認めた牛疫、牛肺疫、口蹄疫、炭疽、鼻疽、豚熱又はアフリカ豚熱の疑似患畜の死体
- ロ 水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚水疱病、流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患畜又は疑似患畜の死体
- 三 家畜防疫員の指示に従い、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病

以下同じ。）	家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	七面鳥
--------	--	-----

（消毒設備の設置の義務に係る家畜）
 第二条 （略）

（死体の焼却等の義務の除外）

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあっては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合
- イ 都道府県知事（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあっては動物検疫所長）が家畜防疫員に検査させた結果家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認めた牛疫、牛肺疫、口蹄疫、炭疽、鼻疽、豚熱又はアフリカ豚熱の疑似患畜の死体
- ロ 水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚水疱病、流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫の患畜又は疑似患畜の死体
- 三 家畜防疫員の指示に従い、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病

又は家きんサルモネラ症の患畜又は疑似患畜の死体を消毒する場合

(家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断)

第七条 第五条の規定は、法第二十五条の二第三項の政令で定める手続について準用する。

(政令で定める使用人)

第八条 (略)

(家畜の評価額の最高限度額)

第九条 (略)

(政令で定める売上げの減少額等)

第十条 (略)

(補償の対象となる損失等)

第十一条 (略)

(事務の区分)

第十二条 第五条第一項及び第二項(これらの規定を第七条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体を消毒する場合

(新設)

(政令で定める使用人)

第七条 (略)

(家畜の評価額の最高限度額)

第八条 (略)

(政令で定める売上げの減少額等)

第九条 (略)

(補償の対象となる損失等)

第十条 (略)

(事務の区分)

第十一条 第五条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
<p>政令</p> <p>(略)</p> <p>家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>第五条第一項及び第二項（これらの規定を第七条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p>	<p>政令</p> <p>(略)</p> <p>家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>第五条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p>